



妊娠したら

母子健康手帳の交付・妊娠期から子育てに関する相談窓口

母子保健相談窓口アイティ

医療機関で妊娠の診断を受けたら、早い時期に妊娠の届け出をして母子健康手帳を受け取りましょう。

母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康状態や成長を記録する大切な手帳です。

母子健康手帳と一緒に、妊婦一般健康診査や乳児一般健康診査が一部公費で受けられる受診票等を綴った別冊、マタニティキーホルダー等をお渡しします。

アイティは、保健師等が妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じる窓口です。(予約優先)

妊娠届の際ご持参いただくもの等、詳しくは市公式Webサイトをご覧ください。





こちらから

窓口一覧

施設名	住所	予約方法
市役所第一庁舎2階	八幡1-1-1	下記窓口予約システムより
南行徳市民センター4階	南行徳1-21-1	第一庁舎の予約は 
行徳支所2階	末広1-1-31	
市川駅南口 ザタワーズイースト3階内	市川南1-1-1	

開設時間

8:45~17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)※来庁の都合がつかない方は、下記までご相談ください。

問: こども家庭相談課(母子保健グループ)  tel 047-377-4511  fax 047-316-1568
 南行徳こども家庭センター  tel 047-359-8785  fax 047-359-8761



妊娠中の健康管理:妊婦一般健康診査

妊娠の経過や赤ちゃんの発育状況を確認するために、定期的に健診を受けましょう。母子健康手帳別冊に入っている受診票を利用して、最大14回(多胎妊婦は19回)まで一部公費負担で受けることができます。(受診票は、母子健康手帳が交付されてから利用することができます。)

※原則千葉県内の医療機関に限ります。県外で妊婦健診を受診する場合は、健診先が決まり次第下記までお問い合わせください。

※妊娠中に市外から転入された方は、転入手続きの後に母子保健相談窓口アイティで市川市の受診票の交付を受けてください。

※妊娠中に市外へ転出する場合、転出先で市川市の受診票は使用できませんので、転出先市区町村の受診票と交換してください。

問: こども家庭相談課(母子保健グループ)  tel 047-377-4511  fax 047-316-1568



01. いちかわガイド

02. 妊娠したら

03. あかちゃんが生まれたら

04. 助成・支援

05. 相談

06. ほいくえん
ようちえん

07. 一時的な
あずけ先

08. あそびば

09. あんしん
あんせん

10. 病氣・救急

働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために

あかちゃんが生まれることの喜びと、仕事を続けながら妊娠・出産・育児をむかえる不安を抱える女性がより豊かな生活を送るために、働く女性の妊娠・出産・育児について様々な法律が定められています。

こんな制度があります

- 健康診査を受けるための時間の申請
 - 妊娠中の通勤緩和
 - 労働の免除
 - 産前・産後の休業
 - 育児休業制度
 - 社会保険料の免除
- など



詳しくは「女性に優しい職場づくりナビ」(厚生労働省委託母性健康管理サイト)をご覧ください。

こちらから

育児休業制度

1歳に満たない子を養育する労働者は、男女を問わず、希望する期間子どもを養育するために休業することができます。

子が1歳になる日まで両親のどちらかが育児休業をしており、保育所に申し込みをしているが入所できないなど一定の場合には、1歳6カ月到達するまで(1歳6カ月到達時点でさらに休業が必要な場合は2歳まで)を限度として、会社に申し出るにより育児休業を取得できます。

育児休業を取得できる人

正社員だけでなく、契約期間の定めのある労働者であっても、一定の要件を満たしていれば育児休業を取得できます。**妻が専業主婦や産後休業中であっても、男性労働者も育児休業を取得することができます。**

育児休業を取るための手続き

会社の規定を確認し、育児休業を取得する場合は遅くとも休業開始1カ月前までに会社に育児休業申請書を提出しましょう。規定がない場合でも、育児・介護休業法によって請求ができます。

育児休業制度について紹介します

育児休業をはじめとする育児・介護休業法上に定める制度・措置について、2024年の改正育児・介護休業法を含め、分かりやすく紹介しています。

[厚生労働省](#) [育児休業制度](#) [特設サイト](#)

こちらから

育児休業等給付

育児休業等給付として、子の年齢や養育の状況に応じて、要件を満たす場合に出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金が支給されます。



給付金名	支給条件	支給額
育児休業給付金	1歳未満の子どもを育てるために育児休業を取得	休業前の給与の67%
出生時育児休業給付金	子どもの出生後8週間以内に育児休業を取得	
NEW 出生後休業支援給付金	両親とも育児休業を取得	上記に13%上乘せ
NEW 育児時短就業給付金	2歳未満の子どもを育てるために時短勤務を実施	時短勤務中の給与の10%

※支給条件と支給額には、詳細な条件があります。

詳細は厚生労働省 [育児休業等について](#)をご参照ください。

こちらから